

イギリスにおける国民投票運動に対する公的助成制度

間柴 泰治

【目次】

はじめに

I イギリスの国民投票法制の概要

II 国民投票運動に対する公的助成制度

翻訳:2000年政党、選挙及び国民投票に関する法律(抄)

はじめに

2006年12月19日に閉会した第165回国会の衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会は、与党と民主党が各々提出の憲法改正に関する国民投票に関する法案を、第164回国会から引き続き審査した。この過程では、これまで指摘されていた論点とともに、参考人等から新たに指摘された論点も議論された。その際指摘された論点の一つが、国民投票運動に対する公的助成、特に助成金交付の問題であった。^(注2)

国民投票運動に対して公的助成を行う例としては、イギリスが挙げられる。^(注3)本稿では、今後の国会審議に資するため、イギリスの公的助成制度について、2004年11月にイングランド北東地域で実施された地方分権改革に関する国民投票（以下「2004年投票」という。）の例を交えながら紹介する。

I イギリスの国民投票法制の概要

イギリスにおいて国民投票を規律する法律としては、「2000年政党、選挙及び国民投票に関する法律」^(注4)（以下「2000年法」という。）が挙げられる。^(注5)国民投票運動への公的助成は、国民投票運動の「公平性（fairness）」^(注6)を担保する目的

で、この2000年法によって導入された措置の一つである。ここでは、公的助成制度を紹介するに先立ち、①2000年法が目指す「公平性」の意義と、②「公平性」実現を担保する目的で、2000年法によって導入された一連の措置を概観する。

1 「公平性」の意義

国民投票運動における公平性に関する議論は、以下のように整理できると思われる。^(注7)

たとえば、欧州通貨統合への参加の是非について国民投票で問われたとする。この場合、すべての投票権者が、賛否両論の見解に触れ、さまざまな議論に接し、自ら判断するのが理想的である。

しかし、主要な政党のすべてが、あるいは巨額の資金を持つ勢力が、賛否のいずれか一方に与している場合、もう一方の見解を投票権者に広めることは、實際上、困難であろう。

他方、このような状況を矯正しようとして安易に規制を行えば、表現の自由を侵害する恐れがあることに加え、議論を盛んにして各投票権者の判断に資するという規制の目的を没却しかねない。

2000年法は、さまざまな措置を講ずることでこうした不具合を調整し、国民投票運動の理想的な環境の整備を目指している。

2 「公平性」を担保する措置

上記1の趣旨を実現するために2000年法が採用する措置を、以下で紹介する。

第一に、国民投票運動期間（referendum period）^(注8)において、一定規模の国民投票運動を

行う者に対して、その者に関する一定の情報を届け出るように求めている。また、国民投票運動に関してこれらの者の資金の授受をも届け出るよう義務付けている。こうすることで、ごく少数の者が、自らの莫大な資金や人的資源を駆使して、国民投票運動に不当な影響力を行使するのを阻止しようとしている。具体的には、国民投票運動について、1万ポンド（2007年1月9日現在の為替レートで約230万円。以下同じ。）超の支出をする個人・団体に対して、国民投票運動開始前に、氏名や名称、住所や所在地、会計責任者の氏名等の届出を義務付ける（第117条）。また、国民投票実施後には、国民投票運動に関する収支の報告も義務付けている（第120条～第124条）。この収支報告には、5000ポンド（約125万円）超の寄付を行った者の氏名（団体の場合は名称）が記載される（第119条）。

第二に、資金を通じた不当な影響力行使を防止するため、国民投票運動期間中の国民投票運動に関する支出額に上限を設けている（第118条）。また、国民投票に関して頒布する資料について、特に政府に制限が設けられている（第125条）。これは、政府の莫大な資金や人的資源を活用することで、政府が支持する見解が不当に有利になることを警戒した措置である。

第三に、Ⅱで述べる国民投票運動に対する公的助成がある。これは、仮に国民投票で問われる案件に対する特定の回答を支持する勢力の規模が小さくとも、それらに公的助成を行うことによって、投票権者に最低限の情報提供を保障しようとするものである。

3 選挙委員会（Electoral Commission）

選挙委員会は、2000年法によって創設された独立の機関であり、委員長1名および委員4名で構成され、下院に対して説明責任を負う（第1条～第4条）。

選挙委員会は、選挙管理や選挙制度改善の勸

告等を行うほか、国民投票実施に際して中心的役割を担う。具体的には、①国民投票の設問の明瞭性に関する見解を示す声明の公表、②認定運動者（Ⅱ1(1)で後述）の登録、③設問に対する各回答を支持する国民投票運動を行う者のうちから運動の核となる団体の指定（Ⅱ1(1)で後述）、④国民投票運動に関する支出制限や寄付の監視、⑤選挙委員会またはその代理による開票管理者としての任務、がある。^(注9)

Ⅱ 国民投票運動に対する公的助成制度

1 公的助成の対象

(1) 指定団体（designated organization）^(注10)

2000年法は、各回答を代表する国民投票運動を行い得る個人・団体にのみ、公的助成を行うとしている。このような者を「指定団体」と呼ぶ。つまり、公的助成は、一定の要件を満たしたすべての個人・団体に行われるわけではないことに注意を要する。

指定団体の申請は、認定運動者（permitted participant）でなければ行うことができない（第108条第1項）。認定運動者とは、国民投票運動を行う旨を選挙委員会に届け出た個人・団体をいう（第105条第1項）。なお、2000年法に基づいて登録されている政党も、国民投票運動を行う旨を選挙委員会に申告すれば、認定運動者の地位を得る（第105条第1項(a)号）。認定運動者は、国民投票運動に関して1万ポンド超の支出を行うことができる（第117条第1項）。

指定団体は、2で後述するとおりの公的助成を受けるほか、通常の認定運動者よりも、国民投票運動に関する支出額の上限が引き上げられている（第118条）。2004年投票の場合は、認定運動者の上限が10万ポンド（約2300万円）であったのに対し、指定団体の上限は66万5000ポンド（約1億5295万円）であった。

(2) 指定手続

指定団体制度は、国民投票で問われる案件に対するすべての回答について、最低限の国民投票運動を保障する目的で導入されたものである。したがって、ある一つの回答について指定が行われない場合、他のすべての回答についても指定は行われない（第108条）。先の欧州通貨統合への参加の例を借りれば、賛成側に指定団体の要件を満たす団体が存在し、他方、反対側にそのような団体が存在しない場合は、賛成・反対の双方について指定を行わないという意味である。

指定の手続きは、①指定を希望する認定運動者の選挙委員会への申請、②選挙委員会における審議、③選挙委員会による指定、の順に行われる（第109条）。2004年投票では、2004年7月24日から9月3日までの申請期間に、賛成側から1団体^(注12)、反対側から3団体が指定団体の申請を行った（表1、図1）。

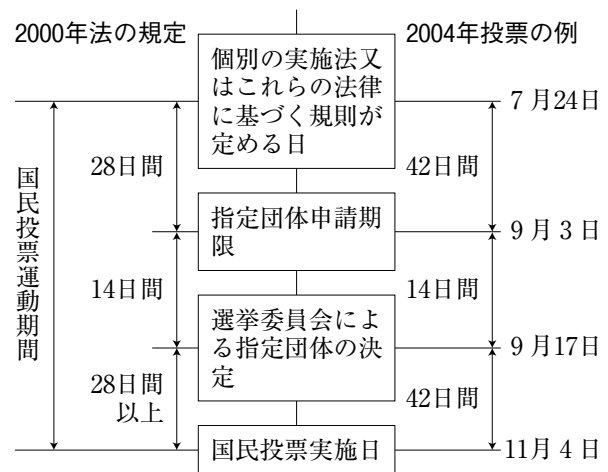
指定にあたって選挙委員会は、以下の点を考慮したという^(注13)。すなわち、①申請者による申請が幅広い支持を得ていること、②申請者が国民投票運動において展開しようとする主張が、その支持する回答の論拠を幅広く提示していること、③申請者やその関連団体の行う国民投票運動を通じて投票権者に見解を効果的に伝えるという観点から見ても、申請者が、十分な組織や計画を持っていること、等である。その結果、選挙委員会は、同年9月14日、賛成側と反対側の各1団体を指定している。

（表1）指定団体の申請を行った団体

賛 成	◎ Yes4theNorthEast
反 対	◎ North East Says No Ltd North East No Campaign the British National Party

（注）◎は、指定を受けた認定運動者

（図1）国民投票のスケジュール



（典拠）選挙委員会ウェブサイト等を参考に筆者作成

2 公的助成の詳細

（1）公的助成金

各指定団体は、60万ポンド（約1億3800万円）を超えない範囲で、選挙委員会が決定した額を助成金として受領することができる（第110条第2項）。

2004年投票における公的助成金の額は、国民投票運動に最低限必要と考えられる常勤職員、施設、サービスの内容・規模等を考慮した上で、選挙委員会によって10万ポンド（約2300万円）と決定され、各指定団体に10万ポンドずつが交付されている^(注14)。

（2）郵便の無償利用

各指定団体は、①60 g以下の文書を当該国民投票実施地域の全戸に1回配達、または、②60 g以下の文書を当該国民投票の全有権者あてに1回配達、のいずれかのサービスを無償で受けることができる（附則12第1条）。ただし、発送する文書の作成費用や封筒等の費用は、各指定団体が負担する^(注15)。

（3）集会用会場の無償利用

各指定団体は、投票日28日前から投票日前日

までの間、国民投票運動に関わる集会に使用する目的で、当該国民投票等の実施地域に設置された、一部の学校、または運営・管理費用の全部もしくは大部分を公的機関が負担している施設、もしくはこれに準じる施設を、無償で利用することができる（附則12第2条、第3条）。

ただし、各指定団体が上記施設を利用する場合には、当該施設を管理する学校や公的機関等と取決めを結ばなくてはならない。なお、集会に使用可能な学校の部屋、使用可能時間、適切な利用形態について、政府はあらかじめ決定する。また、当該施設での集会に関わる準備、原状回復、施設が破損した場合の修繕にかかる費用は、当該指定団体が負担する。^(注16)

(4) 放送枠の無償利用

各指定団体は、2003年通信法第333条に基づいて、総選挙において行われる政見放送と同様に、自らが作成した放送番組を無償で放映させることができる。ただし、放送内容に関わる費用（出演者の出演料、編集費用、スタジオ使用料等）は、各指定団体が負担する。^(注17)

2004年投票では、反対側の番組が10月14日と11月1日の夜に、賛成側の番組が10月15日と11月2日の夜に、地元放送局によって放送された^(注18)（表2）。

（表2）2004年投票時の政見放送一覧

賛 成	10月15日	ITV：18時55分から BBC：18時55分から
	11月2日	（放映時間不明）
反 対	10月14日	ITV：18時25分から BBC：18時55分から
	11月1日	（放映時間不明）

（略称）ITV：ITV Tyne Tees、BBC：BBC North East

（典拠）選挙委員会ウェブサイト等をもとに筆者作成

なお、各番組の長さは不明だが、放送と通信の独立規制機関 OFCOM の規則によれば、2

分40秒、3分40秒、4分40秒のいずれかを選択できるとされている。^(注20)

注

- (1) 与党提出法案は「日本国憲法の改正手続に関する法律案」（第164回国会衆法第30号）、民主党提出法案は「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」（第164回国会衆法第31号）という。
- (2) たとえば、第165回国会衆議院日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会（平成18年11月7日）における吉岡参考人、山田参考人の発言を参照。
- (3) イギリスの他には、スウェーデンが挙げられる。山岡規雄「スウェーデンの国民投票」『外国の立法』219号、2004.2、pp.1-9を参照。
- (4) 「referendum」は、日本ではその実施範囲に応じて「国民投票」または「住民投票」と訳出するべきであるが、本稿では便宜上「国民投票」に訳語を統一した。
- (5) Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41).
- (6) イギリスにおいて2000年法は、国民投票法制の「枠組み」を規定するが、国民投票に関する事項を網羅していないことに注意を要する。たとえば、どのような場合に国民投票を実施するかについて2000年法は規定しておらず、個別の実施法が議会で制定されて初めて可能となる。また、国民投票結果に関する訴訟に関する規定も2000年法は持っておらず、やはり個別の実施法に委ねられている。こうした点から、2000年法は、国民投票を包括的・一般的に規律する法律というよりも、個別の実施法と連動して国民投票法制を形成していると考えるのが妥当であろう。たとえば、2004年投票は、2000年法を基礎に、Regional Assemblies (Preparations) Act 2003 (c.10) と関連する4つの規則を根拠に実施されている。
- (7) Committee on Standards in Public Life, *The Funding of Political Parties in the United Kingdom*, Cm4057 (1998.10), pp.159-172.

- (8) 2000年法第102条および図1を参照。
- (9) Electoral Commission, *The 2004 North East regional assembly and local government referendums*, London: The Electoral Commission, 2005, p.14.
- (10) 「包括団体 (umbrella organization)」または「指定包括団体 (designated umbrella organization)」とも称される。
- (11) 2000年法では28日間とされているが、2004年投票では42日間とされている (2004 SI 1963, s.6.)。
- (12) *Op.cit.* (8), p.34.
- (13) Electoral Commission, *News Release : Electoral Commission announce lead campaigners for North East referendum*, 2004.9.14.
- (14) Electoral Commission, *News Release: The Electoral Commission announces the level of grant for regional referendums*, 2003.12.18.
- (15) The Electoral Commission, *Guidance for permitted participants: donations and referendum expenses*, 2004.4, pp.70-71.
- (16) *Ibid.*, p.71.
- (17) Communications Act 2003 (c.21). 通信法の全訳と解説として、国際通信経済研究所編『英国通信法』国際通信経済研究所, 2004がある。
- (18) *Op.cit.* (15), p.31, 71.
- (19) David Denver, *North East Referendum 2004: Campaigning Report For the Electoral Commission*,

2005.10, p.10; “A voice for the North: Focus on TV advertisement as assembly battle hots up”, *the Northern Echo*, 2004.10.14.

- (20) Office of Communication, *Ofcom Rules on Party Political and Referendum Broadcasts*, 2004.10, para.14. また、同規則の para.16によれば、18時から22時までの間に放送することになっている。

<参考文献>注に挙げた文献を除く。

- ・ Oonagh Gay and Edward Wood, *The Political Parties, Elections and Referendums Bill - Referendums and Broadcasting (Research Paper 00/3)*, House of Commons Library, 2000.
- ・ Broadcasters' Liaison Group Meeting 議事録, 2004. 7.30.
- ・ *Explanatory Notes: Political Parties, Elections and Referendums Act 2000*, The Stationary Office Limited, 2000.
- ・ 大曲薫「イギリスの政治資金規制改革の構図と論点」中村睦男ほか編『立法の実務と理論』信山社, 2005, pp.601-638.
- ・ 間柴泰治「イギリスにおける国民投票法制－政治資金制度を中心に－」『レファレンス』659号, 2005. 12, pp.70-75.

(ましば やすはる・国会レファレンス課)

2000年政党、選挙及び国民投票に関する法律（抄）

Political Parties, Elections and Referendums Act 2000

間柴 泰治訳

第7編 国民投票 第1章 総則

この編が適用される国民投票

第101条 この編が適用される国民投票

- (1) この条の以下の規定に基づき、この編は、

次の各号において実施される国民投票に適用される。

- (a) 連合王国
 - (b) イングランド、スコットランド、ウェールズ又は北アイルランドの一又は二以上
 - (c) 1998年地域開発公社法附則第1が指定するイングランドの地域
- (2) この編においては、次の各号に掲げるとおりとする。
- (a) 「国民投票」とは、議会制定法により又はこれに基づいて定められた規定に従い、当該規定が特定する又はこれに従った一又は複数の設問に関して実施される国民投票その他の投票をいう。
 - (b) 「設問」は提案を含む(及びこれと同様に、「回答」は応答を含む。)
- (3) 1998年ウェールズ政府法第36条に基づいて実施される投票は、第2項に定める範囲の国民投票とみなされてはならない。
- (4) 主務大臣は、次の各号に掲げるとおり規則によって定める場合は、それらの号に従う。
- (a) 第2項は、当該規則が制定される前に議会に提出された特定の法律案が制定されているものとみなして適用すること。
 - (b) この編の特定の規定は、当該法律案によって定められた規定が目的とする特定の国民投票に関して行われた特定の改正に基づき、適用すること。
- (5) 第4項において、「特定の (specified)」とは、第4項に基づく規則によって特定されることをいう。

第102条 国民投票期間

- (1) この編の目的のために、この編が適用される国民投票の国民投票期間は、この条に従って決定される。
- (2) 1998年北アイルランド法附則第1に従って実施される国民投票の場合は、国民投票期間

は、次に掲げるとおりとする。

- (a) 同附則に基づく規則案が、同法第96条第2項に基づいて、両院の同意を得るために議会に提出された日に開始する。
 - (b) 投票日に終了する。
- (3) 1998年北アイルランド法その他の法律により又はこれに基づいて定められる規定に従って実施される国民投票の場合は、(国民投票期間は、第4項及び第5項に従うことを条件として) 当該法律により又はこれに基づいて定められる期間とする。
- (4) 第101条第4項に基づく規則が適用される国民投票の場合は、国民投票期間は、同規則が特定する期間とする(6か月を超えない範囲で)。
- (5) (この項に規定する場合を除き) 第4項に定める場合において、国民投票期間が投票日を超える場合は、国民投票期間は当該投票日に終了する。

第103条 投票日

- (1) この編が適用される国民投票における投票日が別に定める法律により又はこれに基づいて定められる規定に基づいて設定される場合は、当該投票日は、第109条第3項にいう14日間の最終日から起算して28日後より以前でなければならない。
- (2) 第109条第6項に基づく命令が国民投票に適用される場合は、第1項は、当該命令に基づいて、14日の期間に代えて、適用されるべき期間についての規定として読み替える。

第104条 国民投票の設問

- (1) 第2項は、次の各号に掲げる法律案が議会に提出された場合に適用する。
 - (a) この編が適用される国民投票の実施について定めるもの。
 - (b) 当該国民投票の設問の文言を特定するも

- の。
- (2) 選挙委員会は、当該国民投票の設問の文言を検討し、次の各号に掲げる条件で当該設問の明瞭性に関する選挙委員会の見解についての声明を公表しなければならない。
 - (a) 当該法律案の議会への提出から合理的にみて実行可能な限り速やかであること。
 - (b) 選挙委員会が決定した態様のものであること。
 - (3) 第4項及び第5項は、この編が適用される国民投票となる投票の場合において、国民投票の設問の文言が1978年解釈法の意味での下位法令において特定される場合に、適用する。
 - (4) 第3項に関連の命令案が両院の同意を得るために両院に提出する場合は、主務大臣は、次の各号の規定に従う。
 - (a) 当該命令案を両院に提出する前に、選挙委員会に対して、国民投票の設問の文言について諮問する。
 - (b) 当該命令案を両院に提出する時に、当該諮問に応じて選挙委員会が表明した、当該設問の明瞭性に関する見解を述べた報告書を両院に提出する。
 - (5) 第3項に関連の命令が、いずれかの議院の決議に従って無効とされるおそれがある場合は、主務大臣は、次の各号の規定に従う。
 - (a) 当該命令が制定される前に、選挙委員会に対して、国民投票の設問の文言について、諮問する。
 - (b) 当該命令を議会に提出する時に、当該諮問に応じて選挙委員会が表明した、当該設問の明瞭性に関する見解を述べた報告書を提出する。
 - (6) 第2項、第3項又は第5項が適用される法律案、命令案又は命令が、国民投票の設問だけではなく、国民投票における投票用紙において設問の前に置かれる文言についても特定している場合は、その項における国民投票の

設問についての言及は、当該設問及び文言を一体としたものについての言及に読み替えるものとする。

- (7) この条において、「国民投票の設問 (the referendum question)」とは、国民投票における投票用紙に記載されるべき設問をいう。

第105条 認定運動者

- (1) この編において、「認定運動者 (permitted participant)」とは、この編が適用される特定の国民投票に関して、次の各号に掲げるいずれかをいう。
 - (a) 当該国民投票に関して第106条に基づく申告を行った登録政党
 - (b) 当該国民投票に関して第106条に基づく通知を行った次の各号に掲げるいずれかの者
 - (i) 連合王国に居住する又は（第54条第8項によって定義される）選挙人名簿に登録されている個人
 - (ii) 第54条第2項(b)号及び(d)号から(h)号までに定める範囲の団体
- (2) この編において「責任者 (responsible person)」とは、次の各号に掲げるいずれかをいう。
 - (a) 当該認定運動者が登録政党である場合は、次に掲げるいずれかをいう。
 - (i) 当該政党の会計責任者
 - (ii) 当該政党が小政党である場合は、第106条第2項(b)号の規定に従い、一時的に当該政党によって選挙委員会に対して通知された者
 - (b) 当該認定運動者が個人の場合は、当該の個人
 - (c) その他、第106条第4項(b)号(ii)の規定に従い、認定運動者によって一時的に選挙委員会に通知された個人又は役員

第106条 第105条における申告及び通知

- (1) 第105条第1項の目的のために、登録政党が選挙委員会に対して、次の各号に掲げる事項を明らかにする申告を行う場合は、当該政党は、この条に基づいて選挙委員会に対して申告を行う。
 - (a) 関係する国民投票
 - (b) 当該政党が国民投票運動において支持する回答
- (2) この条に基づく申告は、次の各号に従う。
 - (a) 当該政党の責任役員（第64条に規定する意味に該当するものをいう。）による署名がなければならない。
 - (b) 小政党が行う場合は、第2編の条項に関して政党の側に立って責任を負う者の氏名を記載した通知を添付しなければならない。
- (3) 第105条第1項の目的のために、個人又は団体が選挙委員会に対して、次に掲げる事項を明確にする申告を行う場合は、当該個人又は団体は、この条に基づいて選挙委員会に対して通知を行う。
 - (a) 関係する国民投票
 - (b) 当該通知を行う者が国民投票運動について支持する回答
- (4) この条に基づく通知は、次の各号に従う。
 - (a) 個人が行う場合は、次の各項目に掲げる事項を記載し、当該個人が署名しなければならない。
 - (i) 当該個人の氏名
 - (ii) 当該個人の連合王国内の住所。又は、（当該個人にそのような住所がない場合は）その他の住所
 - (b) 第54条第2項(b)号及び(d)号から(h)号までに規定する団体によって行われる場合は、次の各項目に掲げる事項を記載し、当該団体の事務局長又は当該団体に関してこれと同等の者として活動する者が署名しなければならない。

- (i) 附則第6第2条第4項及び第6項から第10項までに基づいて、記録すべき寄付の寄付者としての団体として求められる、当該団体の詳細すべて
 - (ii) 第2編の規定を団体の側で遵守することに責任を負う者又は役員の氏名
- (5) 法令遵守期間満了前において、第4項の規定に基づいてこの条（この条が当分の間効力を有する限りにおいて）に基づく通知において記載されている事項が正確でなくなった場合は、当該通知を提出した認定運動者は、選挙委員会に対して、当該記載事項を次の各号に掲げるその他の事項に置き換えることを示した通知（以下、「変更通知（a notification of alternation）」という。）を提出しなければならない。
 - (a) 変更通知における記載事項
 - (b) 第4項の規定と一致する記載事項
- (6) 第5項の目的のために、次の各号に従う。
 - (a) 「法令遵守期間（the compliance period）」は、認定運動者に関する第2編の規定の遵守義務が継続している期間とする。
 - (b) 第4項への言及は、第2項に規定する通知に関する限り、第2項への言及として読み替える。
- (7) この条、第108条及び第109条において、国民投票における「回答（outcome）」とは、当該国民投票において提示されている設問に関する特定の回答をいう。

第107条 第105条における申告及び通知の記録

- (1) 選挙委員会は、次の各号に掲げる記録を管理する。
 - (a) 第106条に基づく選挙委員会に対するすべての申告
 - (b) 第106条に基づく選挙委員会に対するすべての通知

- (2) 当該記録は、選挙委員会が、同委員会の決定する方式で当該記録を管理し、申告又は通知のそれぞれについて、第106条に従って同委員会と一緒に提供されるすべての情報を含む。
- (3) 申告又は通知が第106条に基づいて選挙委員会に対して行われる場合は、同委員会は、合理的に実行可能な限り速やかに、次に掲げることを行う。
 - (a) 第2項に規定する情報を記録に追加する。
 - (b) 第106条第5項に基づく通知の場合は、通知の結果として必要な変更を記録に追加する。
- (4) 前項の規定に関わらず、個人の認定運動者に関しては、記録に繰り入れられる情報は、当該個人の住所を除く。

指定団体に対する助成

第108条 助成を受けることができる団体の指定

- (1) 選挙委員会は、この編が適用される国民投票に関して、第110条に従って助成を受けることができる団体として、認定運動者を指定することができる。
- (2) この編が適用される国民投票に関して、回答が2つしかあり得ない場合は、選挙委員会は、次に掲げるとおり指定する。
 - (a) 該当する各回答に関して、当該回答を支持する国民投票運動を行う者を代表する者として、一の認定運動者を指定することができる。
 - (b) その他の場合は、当該国民投票に関して指定を行ってはならない。
- (3) この編が適用される国民投票に関して、3以上の回答があり得る場合は、主務大臣は、選挙委員会の意見を聴いた上で、命令により、第4項に基づいて指定される認定運動者に関

わる、あり得る回答を特定することができる。

- (4) 前項に規定する場合は、選挙委員会は、次の各号に従う。
 - (a) 前項の命令によって特定された2以上の回答のそれぞれに関して、当該回答を支持する国民投票運動を行う者を代表する者として、一の認定運動者を指定することができる。
 - (b) その他の場合は、当該国民投票に関して指定を行ってはならない。

第109条 第108条に定める指定の申請

- (1) 第108条に定める指定を受けようとする認定運動者は、選挙委員会に対して、当該指定の申請をしなければならない。
- (2) 指定の申請は、次の各号に従う。
 - (a) 申請者が指定を受けようとする国民投票に関して、当該国民投票における特定の回答を支持する国民投票運動を申請者が適切に代表していることを示すための情報又は声明を添付しなければならない。
 - (b) 国民投票期間の初日から起算して28日以内に行わなければならない。
- (3) この条に基づき、選挙委員会に対して指定の申請が行われた場合は、選挙委員会は、第2項(b)号に規定する28日目の翌日から起算して14日以内に、申請について決定しなければならない。
- (4) 国民投票における特定の回答に関して一の申請のみがあった場合は、選挙委員会は、当該申請者を指定する。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (a) 選挙委員会が、申請者が適切に特定の回答を支持する国民投票運動を行う者を代表していると認めない場合
 - (b) 選挙委員会が、第108条第2項(b)号又は第4項(b)号により、指定することができない場合

- (5) 国民投票における特定の回答に関して、複数の申請があった場合には、選挙委員会は、特定の回答を支持する国民投票運動を行う者を最も代表していると思われる申請者を指定する。ただし、次に掲げる場合を除く。
- (a) 選挙委員会が、いずれの申請者も適切に特定の回答を支持する国民投票運動を行う者を代表していると認めることができない場合
- (b) 選挙委員会が、第108条第2項(b)号又は第4項(b)号を理由として、指定することができない場合
- (6) この編が適用される国民投票に関して、主務大臣は、命令により、第2項及び第3項における28日間及び14日間のそれぞれを又はどちらをもを、当該規則において特定したより短い期間又はより長い期間とすることができる。
- (7) この条において国民投票に関して指定への言及は、第108条に規定する国民投票に関する指定への言及とする。

第110条 指定団体が受けることができる助成

- (1) 選挙委員会が、国民投票に関して第108条に基づく指定を行った場合は、指定団体は、この条に基づいて助成を受けることができる。
- (2) 選挙委員会は、60万ポンドを超えない範囲で選挙委員会が決定した金額の助成金を、各指定団体に対して交付することができる。
- (3) 第2項に定める助成金は、選挙委員会が適当と考える条件に基づいて交付される。
- (4) 各指定団体（又は、場合に応じて、当該団体により授権された者）は、次の各号に関して規定する附則第12によって付与された、又はこれを根拠にした権利を有する。
- (a) 無償での国民投票郵便物の配達
- (b) 公開の集会を開催することを目的とした部屋の無償使用

- (c) 国民投票運動放送
- (5) この条及び附則第12において、国民投票に関して「指定団体（designated organisation）」とは、国民投票に関する第108条に基づいて選挙委員会が指定した者又は団体をいう。

第2章

国民投票運動資金の規制

第111条から第124条まで（略）

第3章

国民投票に関する文書の規制

第125条及び第126条（略）

第127条 国民投票運動放送

- (1) 放送事業者は、自らの放送事業に、第108条に定める関連の国民投票運動に関連して指定されるものを除き、いかなる者又は団体のために行われる国民投票運動放送も含めてはならない。
- (2) この条において、「国民投票運動放送（referendum campaign broadcast）」とは、その目的（又は、その主たる目的）が、次の各号に掲げるいずれかのことである、又はそのことが合理的に推測される放送をいう。
- (a) この編が適用される国民投票において問われている設問に関連する特定の回答を推進し、又は獲得する観点から実施されたすべての国民投票運動を促進すること。
- (b) その他、これらの回答を推進し、又は獲得すること。

附則第12

指定団体に与えられる助成

第1条 国民投票に関する文書が無償で配達できる権利

- (1) 指定団体は、関係する全国均一サービス事業者が指定する合理的な条件に従って、本来支払うべき郵便料金を支払うことなく、次に掲げる各号のいずれかを配達する権利を有する。
 - (a) 当該国民投票にのみ関連する事項で構成され、60グラム以下で、当該条件に従い、この号の目的のための配達地点となる国民投票の実施地域の各戸に対して行われる、宛先のない配達1回
 - (b) 当該国民投票の投票権を有する者に対する配達1回
- (2) 指定団体は、当該条件に従い、当該国民投票について代理投票名簿に登録されている者に対して、当該の者に関する各指名ごとに無償で配達を1回する権利をも有する。
- (3) 1983年国民代表法第200A条（国会議員選挙に関して提供された無償郵送サービスに関する全国均一サービス事業者の報酬）は、この条に基づいて全国均一サービス事業者が提供する郵送サービスに関して、同法の規定に基づいて、このような全国均一サービス事業者が提供する郵送サービスに関して適用するのと同様に、適用する。
- (4) この条においては、以下に掲げるとおりとする。

「国民投票地域（the referendum area）」とは、国民投票が実施されるすべての地域をいう。

「全国均一サービス事業者（universal service provider）」とは、2000年郵便サービス法におけるのと同じ意味を有する。
- (5) この条が2000年郵便サービス法による1983年国民代表法第91条の改正が施行されていない場合は、これらの改正が施行されるまで、この条は、この条の施行を目的としてこの法

律の第163条に基づく命令によって特定される改正に基づいて施行する。

第2条 公開の集会を開催するための部屋を使用する権利

- (1) この条の規定に従い、指定団体に授けられた者は、公開の集会を開催する目的で、当該団体の国民投票運動の推進のために、関連期間内に合理的な回数で、次の各号に掲げるものを、無償で使用する権利を有する。
 - (a) 第2項に基づいてこの条が適用される学校施設内の適当な部屋
 - (b) 第3項に基づいてこの条が適用されるすべての集会室

この条において「関連期間（the relevant period）」とは、投票日の前日を末日とする28日間とする。
- (2) この条は、以下の各号に掲げる学校に適用する。
 - (a) イングランド及びウェールズにおいては、国民投票実施地域にその施設が位置する、地域社会学校、財団設立学校及び任意寄附制学校
 - (b) スコットランドにおいては、1980年教育（スコットランド）法にいう独立学校を除く、国民投票実施地域にその施設が位置するすべての学校
- (3) この条は、国民投票実施地域に位置する集会場のうち、維持管理費用の全部又は一部が公的資金から拠出されているもの若しくは地方自治体によって支出されているもの又は公的資金若しくは地方自治体によってその費用を支出されている団体によって支出されているものに適用される。
- (4) この条が付与する権利を行使して集会に部屋を使用した場合は、当該集会を招集した者又は自らのために招集した者は、次の各号に従う。

- (a) 当該部屋の準備、暖房、照明及び清掃、参加者への会合提供、並びに集会後の当該部屋の原状回復に支出したすべての費用を負担する。
- (b) 当該部屋及びその部屋が位置する施設又は当該部屋若しくは施設の什器、付属器具類若しくは備品に対して与えた損害を負担する。
- (5) 合理的な通告をしない者は、この条が付与する権利を行使する資格を有しない。この条は、学校施設内の部屋が教育目的に使用されている時間を妨げ、又は維持管理を行う者の目的若しくはいかなる目的であれ賃借する旨の先に行われた取決めに基づく集会室の使用を妨げることを認めるものではない。
- (6) この条（ただし、第4項(b)号は除く）の目的のため、学校施設は、いかなる私的な住宅も含むものと解してはならない。
また、この条において、
「住居（dwelling）」は、住居として独立に占有されている建物のすべての部分を含み、
「集会室（meeting room）」は、公開の集会に賃貸されることが慣習となっているすべての部屋を意味し、
「部屋（room）」は、ホールやギャラリー、体育館を含む。
- (7) この条において、「国民投票の実施地域（the referendum area）」とは、当該国民投票が実施される地域全部をいう。
- (8) この条及び第3条は、北アイルランドには適用しない。

第3条 公開の集会を目的にした部屋の使用に関する補則

- (1) この条は、第2条で付与された権利、及びその行使のために行われる取決めに適用する。
- (2) 学校施設内の部屋の使用に関する取決めは、

次の各号に掲げる者と締結する。

- (a) 当該学校を維持管理する地方教育当局（ただし、スコットランドにおいては教育当局）
- (b) 財団設立の、又は自主寄付制の学校の施設内の部屋である場合には、当該学校の運営機関
- (3) 指定団体から授けられた者が使用する権利を与えられた学校施設内の部屋、当該部屋を使用することを認められる時間、又は通知の合理性に関するすべての疑義については、主務大臣が決定する。
- (4) 指定団体によって授けられた者は、合理的な時間において、第2条によって与えられた権利を行使することに関連して、以下の各号に掲げるものを調査する権利が与えられる。
 - (a) 1983年の国民代表法附則第5第4条又は第6条（議会選挙の集会を目的とする部屋の使用）に基づいて準備された一覧表
 - (b) 当該一覧表の写し

第4条 国民投票運動^(注1)放送

- (1)～(5) 削除(2003年通信法(the Communications Act (c.21)))
- (6) イギリス放送協会は、指定団体による国民投票運動放送に関する政策を決定する場合は、各々この項の目的のために選挙委員会が表明した見解を考慮しなければならない。(2003年通信法により改正)
- (7) この条においては、以下に掲げるとおりとする。
(2003年通信法により一部削除)

「国民投票運動放送（referendum campaign broadcast）」とは、第127条におけるのと同じの意味を有する。

注

- (1) 第4条 国民投票放送運動の修正前の規定は、以

下のとおりである。なお、イタリック体は、2003年通信法により削除された部分を示す。(Political Parties, Elections and Referendums Act 2000, Schedule 12)

第4条

- (1) 政党による政治放送に関する1990年放送法第36条第1項及び第2項並びに第107条第1項(政党の政治放送)は、政党による政治放送に関連して適用されるのと同様に、指定団体による国民投票運動放送に関連して適用される。
- (2) 1990年法第36条第1項(b)号又は第107条第1項(b)号に抵触することなく、第1項に従って適用されるのと同様に、免許付与機関は、第1項による免許に含まれる条件による免許業務に含めることのできる放送の長さ及び頻度を決定することができる。
- (3) 1990年法第36条又は第107条の目的のため、免許付与機関が定めた規則は、第1項を適用するのと同様に、異なる事案又は状況について異なる規定を設けることができる。
- (4) 第3項に規定する規則を制定する前には、免許付与機関は、この項の目的のために、選挙委員会が表明した見解を考慮しなければならない。
- (5) この条の施行の後可能な限り速やかに、免許付与機関は、その施行時に有効な各免許において第1項に基づき含めることができる条件において、以下に掲げることを行うことができる。
 - (a) 含めるべき条件を決定すること。

- (b) それら条件を免許携帯者に通知すること。
- (c) これら条件を含む改訂された免許を免許携帯者に送付すること。

- (6) イギリス放送協会及びウェールズチャンネル4は、指定団体による国民投票運動放送に関する政策を決定する場合は、各々この項の目的のために選挙委員会が表明した見解を考慮しなければならない。
- (7) この条においては、以下に掲げるとおりとする。

「1990年法 (the 1990 Act)」とは、1990年放送法をいう。

「免許 (licence)」とは、以下に掲げるものとし、「免許を与えられた (licensed)」とは、これに応じて解釈する。

- (a) 1990年法第36条に関しては、地方チャンネル3に関する免許又はチャンネル4若しくは5に交付されている免許(それぞれが1990年法第1編の意味に該当するものをいう。)

- (b) 1990年法第107条に関しては、(1990年法第3編の意味に該当するものをいう。) 全国免許

「免許付与機関 (licensing body)」とは、独立テレビ委員会又は(場合に応じて) ラジオ当局をいう。

「国民投票運動放送 (referendum campaign broadcast)」とは、第127条におけるのと同じの意味を有する。

(ましば やすはる・国会レファレンス課)